

## 第8章 第6期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言

### 1 はじめに

埼玉県障害者施策推進協議会（以下、本協議会）は、障害者基本法第36条に基づき埼玉県が設置する執行機関の附属機関であり、次の役割を担っています。

- ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること
- ・障害者施策の推進について、調査審議及び監視（モニタリング）すること
- ・障害者・障害児施策の推進について、関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査審議すること

本協議会では、本計画の策定にあたり、現行計画に基づく障害者施策の実施状況の監視（モニタリング）を通し、障害者施策の現状と重点課題について、以下の3つのチームで検討してきました。

Aチーム：障害者の人権擁護の推進に係る取組

Bチーム：子ども期から社会へ出る時期までに係る取組

Cチーム：成人期から高齢期全般に係る取組

この結果を、本計画の策定にあたり本協議会が果たすべき役割である「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること」として、「第6期障害者支援計画策定に対する提言」（以下、提言）という形で取りまとめを行いました。

計画策定の主体である県において、この提言を十分に踏まえた計画策定・施策の推進が図られることを期待します。

埼玉県障害者施策推進協議会 会長 宗澤 忠雄

## 2 障害者施策推進協議会からの提言

### I 障害者の人権擁護の推進に係る取組（Aチーム）

#### 1 優生思想と向き合いすべての人の尊厳が傷つけられない社会づくり

旧優生保護法が、憲法の定める基本的人権の尊重に反していたことを深く認識し、旧優生保護法の下で、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた人たちの、名誉と尊厳が重んぜられるとともに、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の申請を、権利として行使することができる環境づくりを進めるため、優生思想の誤りと向き合い、基本的人権が尊重される共生社会の実現に向けた県民意識の醸成を目的として普及啓発活動を行う。

#### 2 福祉教育の推進と福祉教育ヒューマンライブラリーの創設

##### (1)「障害体験型」のみならず障害当事者が講師となった福祉教育の推進

学校教育で取り組まれている福祉教育は、子どもたちの障害に対する理解を進め、共生社会を実現することに向けて貴重な機会となっている。一方、福祉教育の内容が、車椅子操作やアイマスクを付けての歩行など、「障害体験型」に偏っている現状があり、「障害」をネガティブ体験として受け止めてしまうことが懸念される。

そこで、福祉教育を、「障害体験型」のみならず、障害当事者を講師とし、障害のある人もない人も同じ地域で暮らしているということに対して共感することができる内容についても積極的に導入していくべきである。

##### (2) 福祉教育ヒューマンライブラリーの創設

障害当事者を講師とした福祉教育を推進するために、その地域で活動したり生活している障害当事者を講師として積極的に紹介するとともに、障害当事者の講師を養成し、講師リストを作成して、学校がいつでも情報にアクセスすることができる「福祉教育ヒューマンライブラリー」の仕組み作りが必要である。

##### ①障害当事者団体の役割

障害当事者団体は、福祉教育に資する講師を養成するための活動を積極的に行うものとする。

##### ②市町村社会福祉協議会の役割

市町村社会福祉協議会は、地域における障害当事者の福祉教育の講師を掘り起こし、情報把握に努め、市町村福祉教育ヒューマンライブラリーとしての役割を果たすものとする。また、学校等からの講師紹介要請に対して、積極的に情報提供を行うものとする。

##### ③県社会福祉協議会の役割

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の市町村福祉教育ヒューマンライブラリ

一の講師情報の提供を受けるとともに、障害当事者団体が養成した福祉教育の講師を把握し、埼玉県福祉教育ヒューマンライブラリーとしての役割を果たすものとする。また、学校等からの講師紹介要請に対して、積極的に情報提供を行うものとする。

#### ④学校の役割

学校は、福祉教育を、「障害体験型」と併せて、障害当事者の講師による共感に基づく内容が行われるよう、積極的に見直すものとする。

#### (3) 福祉教育に資するための「副読本」の作成

埼玉県教育委員会が、障害者理解を促進するための「副読本」的資料を作成し、小中学校における福祉教育で活用する。

### 3 学校事務職で障害者雇用を進める

障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用が進められているが、学校で障害者が雇用され、児童・生徒と日常的に顔を合わせ、関係性が育つことは、共生社会の実現の観点からも重要である。学校においては、教育職員のみならず、事務職員に障害者を積極的に雇用することを進めるべきである。

### 4 特別支援教育支援員等の配置状況の公表

文部科学省では、インクルーシブ教育を推進する観点から、学校に特別支援教育支援員を配置する財政措置を地方交付税に算入して行っている。小中学校の特別支援教育支援員については、市町村の地方交付税措置とされていることから、県民が埼玉県各市町村の特別支援教育支援員の配置状況を一覧で把握することができない状況となっている。

特別支援教育支援員の配置は、障害のある子どもの保護者にとって、学校における合理的配慮の提供状況を判断する重要な情報のひとつとなっていることから、埼玉県教育委員会が国に報告するために把握している、県内市町村の特別支援教育支援員の配置状況を、市町村の承諾を得た上で一覧にして公表するべきである。

### 5. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止策

厚生労働省が、障害者虐待防止法を踏まえて公表している障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、虐待をした職員の職種の4割を生活支援員が占めているが、次いで設置者・経営者、管理者、サービス管理責任者という責任者層の合計が2割を占めている実態が明らかとなっている。

また、虐待があった施設・事業所のうち、「虐待防止委員会」を設置し、組織的に虐待防止に取り組んでいた割合2割にしか過ぎないことも明らかとなっている。

これらの状況から、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止策として、以下を計画に盛り込むものとする。

- (1) 障害者福祉施設等の設置者・経営者、管理者に対して、埼玉県が実施している障害者虐待防止・権利擁護研修の受講を義務づける。
- (2) 障害者福祉施設等において、虐待防止委員会を設置し、組織的な虐待防止を行うこと

を義務づける。

- (3) 県は、虐待が起きた背景となる要因を明らかにし、制度の改善も含め再発防止策を講ずるものとする。

## 6 保育所等、学校、医療機関における障害者虐待防止の責務の強化

障害者虐待防止法第 29 条、第 30 条、第 31 条において、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずることを義務付けている。

しかし、保育所等、学校の長、医療機関の管理者が、これらの虐待防止措置を行っているかは把握されていない。各機関を所管する行政機関が、これらの虐待防止措置の義務が適切に果たされていることを把握することを計画に位置付けるべきである。

また、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者が、障害者虐待防止の意識を醸成し、法に定める虐待防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、埼玉県が行う障害者虐待防止・権利擁護研修の受講促進を計画に位置付けるべきである。

## Ⅱ 子ども期から社会へ出る時期までに係る取組（Bチーム）

### 1 就学前

障害と発達支援に係わる親の早期理解を培う支援が不十分である。この点は、学齢期から学校卒業後に至る育ちの貧しさに通じており、「切れ目のない支援」の実現を阻む大きな要因となっている。

- ・特に、発達障害に関連しては、ペアレントメンター養成事業の充実が求められる。
- ・就学前の療育と相談支援について、市町村による大きな格差があるのではないか。

### 2 学齢期

・特別支援教育を支えるために必要十分な人材不足に加え、環境整備の推進、教材開発および校外学習を充実させるための予算は不足している。

・医療的ケアの必要な子どもたちへの学校教育の対応（看護師の配置等）が遅れているため、行事の際の家庭待機や保護者の付き添い等の問題が発生している。

・放課後支援の問題は山積している。放課後等デイサービスにはびこる専門性の欠如と営利主義の下で「託児所」に過ぎないような実体がある一方で、親は「体づくり・運動」「集団への適応」などをうたう放課後等デイサービスの宣伝にのせられて「塾」「スポーツ教室」のように取られる風潮が拡大している。放課後デイサービスは、2012年4月に2,540ヶ所であったものが、2017年4月時点で10,613ヶ所と4倍以上に増大して

おり、これに見合う専門性のある人材が放デイに定着しているとみることはできない。

- ・放課後等デイサービスについては、取り組みを点検するシステムの整備が求められる。たとえば、障害者団体（手をつなぐ育成会、自閉症協会等）による点検活動を県単独の事業として立ち上げる、相談支援事業者による放課後デイサービスのモニタリング強化を義務づけるなど。

### 3 学校卒業後の社会への参入に向けて

- ・「直 B」問題が依然として克服されていない（「直 B」問題とは、一般就労を当初から目指すことなく（「一般就労は非現実的」「いずれ一般就労からリタイアするのだから当初から『福祉的就労』でいい」と考え、就労移行支援や就労継続支援 A 型事業所での形式的な「つなぎ」をやり過ごして就労継続支援 B 型事業に納まろうとする対処方法）

- ・一般就労に向けた自立の強迫性と親の無理解が重なる場合、障害のある本人がもっとも困難を抱えることになる。

- ・不適切な制度サービスによる支援と親の無理解が交錯し、「強度行動障害」の拡大が進むことによって、営利主義的グループホームや閉鎖的な障害者支援施設に囲い込まれていく懸念が以前よりも心配される状況になっている。

### 4 十分な専門性を持つ支援者の人材養成・専門性の強化

- ・発達障害を中心に、現場支援者の専門性の不十分さが指摘されている。この現実を抜本的に改善するための研修を県として充実することが必要である。

- ・放課後等デイサービスについては、平成 27 年 4 月のガイドラインを遵守させる取り組みを強化すること。特に、自己評価等の公表をしていない事業所には、減算を含めた対応をしているかどうかの点検が必要である。

### 5 子ども期における「切れ目のない支援」の充実に向けて

- ・就学前～社会への参入に至る障害のある人の「子ども期」において、親御さんの障害への無理解、障害の受容の不十分さが認められる一方で、放課後等デイサービスや学校教育における保護者支援は不十分な状態が続いている。

- ・障害のある子どもの両親の共働き化は、男女共同参画の推進と相まって今後ますます当たり前の家庭状況となっていくことを踏まえ、これまで以上に、家庭における子育て機能と親子関係の充実を図ることによって、社会的な支援が子どもにとっての「切れ目のない支援」を実現していくことが必要である。

- ・子どものライフステージ（就学前、小学校期、中学校期、高等学校期）に応じた支援と、これらのステージの移行に係る支援を、「切れ目なく」つなげる家庭の子育てが機能不全の状態に陥っている問題が深刻化している。これが、放課後等デイの「集団適応」「体づくり」「成功体験の充実」などという内実のない宣伝文句に親が引かれて「子育てを外注化」してしまうことによって、二次障害（とくに行動障害）の拡大につながっている。

- ・放課後に両親が子どもの世話をすることができないから「放課後等デイサービスに対す

るニーズがある」としてサービスの供給量を計画に盛り込むだけではなく、子どもの成長・発達の必要を基軸に据えた「切れ目のない支援」の実現を目標にする必要がある。

そこで、親の実情を中心とする家庭の実態調査を実施し、子育ての機能不全を招く親・家族の問題構造を明らかにすることによって、切れ目のない支援の充実に資する家庭支援・保護者支援の要点を具体的に構想し、今後の取り組みに反映させていくことが必要である。

### Ⅲ 成人期から高齢期全般に係る取組（Cチーム）

#### 1 障害に応じた多様な働き方について

（現状）

・障害者雇用総合サポートセンターでは、雇用開拓・企業支援・定着支援の3本柱で実施している。ケースのフォローや相談も実施しているが、支援を行なった事例がどれくらい定着しているか、あるいは課題の洗い出しなどは行なっておらずデータとして把握がされていない。

- ・難病患者への理解とサポートが不足しており就労につなげていない。
- ・重度障害者が働く環境が整っていない。
- ・法定雇用率という数字は達成されているものの、障害者本人の生きがい・働きがいなど質の部分に目を向けられていないと思われる事例が見られる。
- ・報酬単価の変更により就労継続支援B型事業所の減算が生じている。

（対応案）

- ・障害者雇用総合サポートセンターの支援の質を高め、精神障害、発達障害者、難病患者などの雇用を促進する取組を行う。また、これまで就労につながった事例の雇用実態、定着率、課題などを把握すると共に、就労後の定着支援を強化する。さらに、特別支援学校の卒業生の支援など実績のある内容についてはノウハウや取組の共有を進める。
- ・障害者雇用促進法の雇用義務（障害者雇用率制度）の対象を障害者手帳所持者にかぎるのではなく、障害者総合支援法の支援区分を活用するなど、手帳を所有していない難病患者などの雇用が促進されるよう国に働きかける。
- ・障害者の多様な働き方（テレワークによる在宅就労、短時間勤務など）を促進する。重度障害者については、障害福祉サービスを利用しながらの就労が可能となる仕組みを検討する。
- ・就労継続支援B型事業所の工賃水準向上につながる取組（販路拡大、作業効率をあげるシステムや仕組みの導入）が進められるようサポートする。

#### 2 住まいの場の確保について

（現状）

- ・自らの判断で選択できる住まいの場が不足している。
- ・グループホームの職員の人材不足、職員の専門性や支援の質の課題が指摘されているが、

実態や課題が十分に把握されていない。

- 地域で自立した生活をするための居宅サービスの充実が求められている。
  - 本人の意思で住まいの場を選択できる状況になっていない。
  - 入居施設からグループホーム等に移行する場合のバリアフリー化、職員体制が不十分である。
  - 入所施設、グループホーム、居宅サービスの事業所の後方支援が求められている。
- (対応策)
- グループホームの支援の質に関する運営指針を作成する。
  - グループホームの事業所連絡会や自立支援協議会を活用したネットワークづくりの強化に係る取組をサポートする。地域生活支援拠点や基幹相談支援センターも含めた連携が望ましい。
  - グループホーム職員(世話人)の研修の実施、あるいは実施する団体をバックアップする。
  - 地域移行が進むよう、移行に伴う経済的な支援を行う。
  - 施設で生活する人も在宅で生活する人も、グループホームの体験入所等移行前の体験やマッチングが柔軟にできる体制をつくる。
  - 地域生活支援拠点の整備・促進。

### 3 全チームにかかわる課題として

(移動支援の必要性)

- デマンドタクシーの充実、バス路線の効率化、UDタクシーを増やすといった移動手段の確保と予約の取りやすさや費用負担を軽減するなど利用者が利用しやすいシステムを検討する必要性が議論された。

(災害への対応)

- 昨年度大きな災害が起き、福祉施設等も大きな被害を受けた。全チームに関わる課題として災害への対応について、関係課や関係者が一同に集まり検討する場が必要である。